

伊勢崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 3 号

伊勢崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 伊勢崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年伊勢崎市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 3 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第 4 項中「別表第 1」を「別表」に改め、同条第 5 項中「特定個人情報」の次に「又は利用特定個人情報」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

機 関	事 務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律

第 8 0 号) による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 (以下「医療保険給付関係情報」という。) であって規則で定めるもの

労働者災害補償保険法 (昭和 2 2 年法律第 5 0 号) による給付の支給に関する情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法 (昭和 2 7 年法律第 1 2 7 号) による援護に関する情報、雇用保険法 (昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号) による給付の支給に関する情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成 6 年法律第 1 1 7 号) による一般疾病医療費の支給に関する情報、石綿による健康被害の救済に関する法律 (平成 1 8 年法律第 4 号) による特別遺族給付金の支給に関する情報又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 (平成 2 3 年法律第 4 7 号) による職業訓練受講給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

災害救助法 (昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号) による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法 (昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号) による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号) による

資金の貸付けに関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、同法による進学準備給付金の支給に関する情報、児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）
その他の地方税（同法第１条第１項第４

号に規定する地方税をいう。)に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの

社会福祉法(昭和26年法律第45号)による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

国民年金法(昭和34年法律第141号)、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農

林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成１３年法律第１０１号）による年金である給付の支給に関する情報、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成１６年法律第１６６号）による特別障害給付金の支給に関する情報又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成２４年法律第１０２号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和２９年法律第１４４号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの

学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号）による職業転換給付金

		の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は同法による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第３８号）第３条第３項第１号から第３号までに規定する事項であって規則で定めるもの
２ 市長	伊勢崎市福祉医療費支給に関する	医療保険給付関係情報
		児童福祉法による障害児入所支援、措置

	る条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 141 号）の規定による福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	（同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項又は第 27 条の 2 第 1 項の措置をいう。）又は日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報
		身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者に関する情報
		地方税関係情報
		障害者自立支援給付関係情報
		生活保護関係情報
		生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する情報
		中国残留邦人等支援給付等関係情報
		児童扶養手当関係情報
		特別児童扶養手当関係情報
		国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報

第 2 条 伊勢崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「規定する事項」の次に「(以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。)」を加え、同表に次のように加える。

3 市長	伊勢崎市災害見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報
------	--------------------------------	------------------

附 則

この条例中第 1 条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、第 2 条の規定は規則で定める日から施行する。

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 4 号

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市手数料条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 8 号中「向上」の次に「等」を加える。

別表第 3 の 6 許可申請等手数料の部の表 4 4 の項の次に次のように加える。

4 5 建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項の規定により大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者	2 7, 0 0 0 円
4 6 建築基準法施行令第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項の規定により大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者	2 7, 0 0 0 円

別表第 6 の 2 の項の表中「(昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号)」を削る。

別表第 8 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係」に改め、同表 1 の項及び 2 の項中「向上」の次に「等」を加え、同表 3 の項中「の向上」の次に「等」を加え、同項(1)及び(3)イ(イ)中「ロ(1)に規定する基準」の次に「、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準」を加え、同表 4 の項から 6 の項までの規定中「の向上」の次に「等」を加え、同表 7 の項中「向上」の次に「等」を加え、同項(1)中「ロ(1)に規定する基準」の次に「、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(3)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(3)及びロ(1)に規定する基準」を、「ロ(2)に規定する基準」の次に「、同号イ(2)及びロ(3)に規定する基準又は同号イ(3)及びロ(2)に規定する基準」を加え、同表 8 の項中「向上」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

伊勢崎市条例第5号

伊勢崎市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に推進するための基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に勤務し、又は在学する者をいう。
- (4) 二次被害 犯罪被害者等が、^{ひぼう}誹謗中傷又は報道等により正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関して間接的に生じた被害をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、県、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生じることのないよう十分に配慮して行われなけ

ればならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、関係機関等が相互に連携し、協力して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、実施しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対して必要な支援を行うほか、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

（相談窓口の設置及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じる窓口を設置し、必要な情報の提供、助言及び関係機関等との連絡調整を行うものとする。

（経済的負担の軽減）

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、見舞金の支給その他の必要な支援を行うものとする。

（日常生活の支援）

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復し、日

常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等に対し、保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の支援が受けられるよう必要な支援を行うものとする。

（安全の確保）

第 10 条 市は、犯罪被害者等の安全を確保するため、関係機関等と連携し、一時的な保護、施設への入所による保護、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な支援を行うものとする。

（居住の安定）

第 11 条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅の一時的な利用その他の必要な支援を行うものとする。

（雇用の安定）

第 12 条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について、事業者の理解を深めるとともに、就業の支援その他の必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第 13 条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第 14 条 市は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（支援の制限）

第 15 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（委任）

第 16 条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 6 号

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢崎市介護保険条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下「令」という。）

第 3 8 条第 1 項第 1 号に掲げる者 3 2, 7 0 0 円

(2) 令第 3 8 条第 1 項第 2 号に掲げる者 4 9, 3 0 0 円

(3) 令第 3 8 条第 1 項第 3 号に掲げる者 4 9, 6 0 0 円

(4) 令第 3 8 条第 1 項第 4 号に掲げる者 6 1, 2 0 0 円

(5) 令第 3 8 条第 1 項第 5 号に掲げる者 7 2, 0 0 0 円

(6) 令第 3 8 条第 1 項第 6 号に掲げる者 8 6, 4 0 0 円

(7) 令第 3 8 条第 1 項第 7 号に掲げる者 9 3, 6 0 0 円

(8) 令第 3 8 条第 1 項第 8 号に掲げる者 1 0 8, 0 0 0 円

(9) 令第 3 8 条第 1 項第 9 号に掲げる者 1 2 2, 4 0 0 円

(10) 令第 3 8 条第 1 項第 1 0 号に掲げる者 1 3 6, 8 0 0 円

(11) 令第 3 8 条第 1 項第 1 1 号に掲げる者 1 5 1, 2 0 0 円

(12) 令第 3 8 条第 1 項第 1 2 号に掲げる者 1 6 5, 6 0 0 円

(13) 令第 3 8 条第 1 項第 1 3 号に掲げる者 1 7 2, 8 0 0 円

第 3 条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「2 1, 6 0 0 円」を「2 0, 5 0 0 円」に改め、同条第 3

項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「３６，０００円」を「３４，９００円」に改め、同条第４項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「５０，４００円」を「４９，３００円」に改める。

第５条第３項中「第３９条第１項第１号イ」を「第３８条第１項第１号イ」に、「又は第９号ロ」を「、第９号ロ、第１０号ロ、第１１号ロ又は第１２号ロ」に、「第３９条第１項第１号から第９号まで」を「第３８条第１項第１号から第１２号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の伊勢崎市介護保険条例の規定は、令和６年度以降の年度分の保険料から適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊勢崎市指定介護予防支援等の事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年３月２６日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第７号

伊勢崎市指定介護予防支援等の事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定介護予防支援等の事業に係る基準等を定める条例（平成２７年伊勢崎市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第４条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の１項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第38条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、同条第4号中「規定」の次に「(第35条第33号の規定を除く。)」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第26条第3項中「第35条第9号」を「第35条第11号」に改める。

第33条第2項第1号中「第35条第14号」を「第35条第16号」に改め、同項第2号イ中「第35条第7号」を「第35条第9号」に改め、同号ウ中「第35条第9号」を「第35条第11号」に改め、同号エ中「第35条第16号に規定する」を「第35条第18号の規定による」に改め、同号オ中「第35条第17号」を「第35条第19号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第35条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第35条第3号及び第4号において「身体的拘束等」という。)の

態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第35条中第30号を第32号とし、第23号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、同条第22号中「第24号」を「第26号」に改め、同号を同条第24号とし、同条中第21号を第23号とし、第20号を第22号とし、同条第19号中「第3号」を「第5号」に、「第13号」を「第15号」に、「第14号」を「第16号」に改め、同号を同条第21号とし、同条第18号を同条第20号とし、同条第17号中「第14号」を「第16号」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「しない月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化が

あったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第 35 条中第 17 号を第 19 号とし、第 3 号から第 16 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 35 条に次の 1 号を加える。

(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 30 の 2 第 1 項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第 38 条第 1 項中「第 35 条第 28 号」を「第 35 条第 30 号」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の伊勢崎市指定介護予防支援等の事業に係る基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第 25 条第 3 項（新条例第 37 条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第8号

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業に係る基準等を定める条例（平成24年伊勢崎市条例第61号）の一部を次のように改正する。

目次中「第141条」を「第142条」に、「第142条」を「第143条」に、「第143条―第145条」を「第144条―第146条」に、「第146条」を「第147条」に、「第147条―第161条」を「第148条―第162条」に、「第162条」を「第163条」に、「第163条・第164条」を「第164条・第165条」に、「第165条」を「第166条」に、「第166条―第181条」を「第167条―第182条」に、「第182条」を「第183条」に、「第183条」を「第184条」に、「第184条」を「第185条」に、「第185条」を「第186条」に、「第186条―第213条」を「第187条―第214条」に、「第214条・第215条」を「第215条・第216条」に、「第216条」を「第217条」に、「第217条―第225条」を「第218条―第226条」に、「第226条」を「第227条」に、「第227条―第229条」を「第228条―第230条」に、「第230条・第231条」を「第231条・第232条」に、「第232条―第238条」を「第233条―第239条」に、「第239条」を「第240条」に改める。

第7条第5項第1号中「第184条第12項」を「第185条第12項」に改め、同項第5号中「第143条第1項」を「第144条第1項」に、「第107条」を「第107条第1項」に改め、同項第6号中「第162条第1項」を「第163条第1項」に改め、同項第7号中「第183条第1項」を「第184条第1項」に改め、同項第8号中「第227条第1項」を「第228条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改め、同条第12項中「第227条第14項」を「第228条第14項」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第240条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第15条中「第16条第9号」を「第16条第11号」に改める。

第25条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第36条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第45条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第50条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護

事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第51条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第54条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第54条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第65条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第80条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 8 3 条中「同項第 3 号」を「同項第 4 号」に、「第 2 8 条」を「第 2 9 条」に、「同項第 4 号」を「同項第 5 号」に改める。

第 8 7 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 3 条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 1 0 0 条第 2 項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 7 号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 第 9 3 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 1 0 4 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 1 0 6 条第 1 項中「第 7 3 条第 1 項」を「第 7 4 条第 1 項」に、「第 1 4 3 条」を「第 1 4 4 条」に、「第 1 6 3 条」を「第 1 6 4 条」に、「第 1 8 4 条」を「第 1 8 5 条」に、「第 7 3 条に」を「第 7 4 条に」に改める。

第 1 0 7 条第 1 項中「第 2 1 2 条」を「第 2 1 3 条」に改め、同条第 2 項中「施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する」を加え、「第 1 4 3 条第 9 項」を「第 1 4 4 条第 9 項」に、「第 2 2 7 条第 8 項」を「第 2 2 8 条第 8 項」に改める。

第 1 0 8 条第 1 項中「同一敷地内にある」を削る。

第 1 1 0 条中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 1 1 3 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 1 1 0 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 1 1 6 条第 1 項中「第 2 2 7 条第 8 項」を「第 2 2 8 条第 8 項」に改め、同条第 6 項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削り、同条第 8 項中「第 2 2 7 条第 1 項」を「第 2 2 8 条第 1 項」に改める。

第 1 1 7 条第 1 項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第 2 項中「第 2 2 8 条第 1 項」を「第 2 2 9 条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「第 2 2 9 条」を「第 2 3 0 条」に、「第 1 4 4 条第 3 項」を「第 1 4 5 条第 3 項」に、「第 1 4 5 条」を「第 1 4 6 条、第 2 2 9 条第 3 項」に改める。

第126条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第239条第1項中「第141条」を「第142条」に、「第161条」を「第162条」に、「第181条」を「第182条」に、「第213条」を「第214条」に、「第225条」を「第226条」に、「第238条」を「前条」に、「第148条第1項」を「第149条第1項」に、「第168条第1項」を「第169条第1項」に、「第188条第1項」を「第189条第1項」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削り、同条を第240条とする。

第238条中「第139条まで」を「第140条まで」に、「第238条」を「第239条」に、「第227条第13項」を「第228条第13項」に、「第227条第7項各号」を「第228条第7項各号」に改め、第11章第4節中同条を第239条とする。

第237条第2項第3号中「第233条第6号に規定する」を「第234条第6号の規定による」に改め、同項第4号中「第234条第2項」を「第235条第2項」に改め、同項第5号中「第235条第9項」を「第236条第9項」に改め、同項第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第238条とし、第236条を第237条とする。

第235条第1項中「第227条第13項」を「第228条第13項」に改

め、同条を第 2 3 6 条とし、第 2 3 4 条を第 2 3 5 条とする。

第 2 3 3 条第 1 号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第 1 1 号を第 1 2 号とし、第 1 0 号を第 1 1 号とし、同条第 9 号中「第 2 3 5 条第 1 項」を「第 2 3 6 条第 1 項」に改め、同号を同条第 1 0 号とし、同条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第 2 3 3 条を第 2 3 4 条とし、第 2 3 2 条を第 2 3 3 条とする。

第 1 1 章第 3 節中第 2 3 1 条を第 2 3 2 条とし、第 2 3 0 条を第 2 3 1 条とする。

第 1 1 章第 2 節中第 2 2 9 条を第 2 3 0 条とする。

第 2 2 8 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 7 項各号に掲げる施設等」を削り、同条を第 2 2 9 条とする。

第 2 2 7 条第 7 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同条第 1 3 項中「第 2 3 5 条」を「第 2 3 6 条」に改め、同条を第 2 2 8 条とする。

第 2 2 6 条中「省令第 1 7 条の 1 0 に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第 8 条第 2 3 項第 1 号に規定するもの」に改め、第 1 1 章第 1 節中同条を第 2 2 7 条とする。

第 2 2 5 条中「第 4 項まで」の次に「、第 1 4 0 条」を加え、「第 1 8 6 条から第 1 8 8 条まで」を「第 1 8 7 条から第 1 8 9 条まで」に、「第 1 9 1 条」

を「第１９２条」に、「第１９４条」を「第１９５条」に、「第１９６条から第２０３条まで」を「第１９７条から第２０４条まで」に、「第２０７条から第２１２条まで」を「第２０８条から第２１３条まで」に、「第２２２条」を「第２２３条」に、「第２０３条中」を「第２０４条中」に、「第２２５条」を「第２２６条」に、「第１９０条第５項」を「第１９１条第５項」に、「第２１８条第７項」を「第２１９条第７項」に、「第２１３条」を「第２１４条」に、「第２１１条第３項」を「第２１２条第３項」に、「第２１２条第２項第２号」を「第２１３条第２項第２号」に、「第１８８条第２項」を「第１８９条第２項」に改め、第１０章第６節第３款中同条を第２２６条とし、第２２４条を第２２５条とする。

第２２３条中第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第２２３条を第２２４条とし、第２１７条から第２２２条までを１条ずつ繰り下げる。

第１０章第６節第２款中第２１６条を第２１７条とする。

第１０章第６節第１款中第２１５条を第２１６条とし、第２１４条を第２１５条とする。

第２１３条中「及び第７８条第１項から第４項まで」を「、第７８条第１項から第４項まで及び第１４０条」に、「第２０４条」を「第２０５条」に改め、第１０章第５節中同条を第２１４条とする。

第２１２条第２項第２号中「第１８８条第２項に規定する」を「第１８９条第２項の規定による」に改め、同項第３号中「第１９０条第５項に規定する」を「第１９１条第５項の規定による」に改め、同項第４号から第６号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第２１３条とし、第２１１条を第２１２条とし、第２１０条を第２１１条とし、第２０９条を第２１０条とする。

第２０８条の見出しを「協力医療機関等」に改め、同条第１項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件

を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第208条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第208条を第209条とし、第204条から第207条までを1条ずつ繰り下げる。

第203条中「第191条」を「第192条」に改め、同条第5号中「第190条第5項に規定する」を「第191条第5項の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「第213条」を「第214

条」に、「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「第211条第3項に規定する」を「第212条第3項の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改め、同条を第204条とする。

第202条ただし書中「同一敷地内にある」を削り、同条を第203条とする。

第201条中「第184条第1項第1号」を「第185条第1項第1号」に改め、「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第201条を第202条とし、第190条から第200条までを1条ずつ繰り下げる。

第189条第1項中「第217条第1項」を「第218条第1項」に改め、同条第3項第1号中「第217条第3項第1号」を「第218条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第217条第3項第2号」を「第218条第3項第2号」に改め、同条を第190条とし、第188条を第189条とし、第187条を第188条とし、第186条を第187条とする。

第185条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加え、第10章第4節中同条を第186条とする。

第184条第4項中「第216条第1項第3号」を「第217条第1項第3号」に改め、同条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削り、同条第16項中「第227条」を「第228条」に改め、第10章第3節中同条を第185条とする。

第10章第2節中第183条を第184条とする。

第10章第1節中第182条を第183条とする。

第181条中「及び第133条」を「、第133条及び第140条」に改め、第9章第4節中同条を第182条とする。

第180条第2項第2号中「第168条第2項に規定する」を「第169条第2項の規定による」に改め、同項第3号中「第170条第5項に規定する」を「第171条第5項の規定による」に改め、同項第4号中「第178条第3項に規定する」を「第179条第3項の規定による」に改め、同項第5号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第181条とする。

第179条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第179条を第180条とし、第172条から第178条までを1条ずつ繰り下げる。

第171条第1項中「第163条第1項第4号」を「第164条第1項第4

号」に改め、同条を第 172 条とし、第 170 条を第 171 条とし、第 167 条から第 169 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 166 条第 1 項中「第 177 条」を「第 178 条」に改め、同条を第 167 条とする。

第 9 章第 3 節中第 165 条を第 166 条とする。

第 164 条ただし書中「同一敷地内にある」を削り、第 9 章第 2 節中同条を第 165 条とする。

第 163 条第 7 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条第 9 項中「第 227 条」を「第 228 条」に改め、同条に次の 1 項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第 1 項第 2 号イの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第 182 条において準用する第 140 条に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第 163 条を第 164 条とする。

第 9 章第 1 節中第 162 条を第 163 条とする。

第 161 条中「及び第 138 条」を「、第 138 条及び第 140 条」に、

「第 1 5 5 条」を「第 1 5 6 条」に改め、第 8 章第 4 節中同条を第 1 6 2 条とする。

第 1 6 0 条第 2 項第 2 号中「第 1 4 8 条第 2 項に規定する」を「第 1 4 9 条第 2 項の規定による」に改め、同項第 3 号中「第 1 5 0 条第 6 項に規定する」を「第 1 5 1 条第 6 項の規定による」に改め、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第 1 6 1 条とし、第 1 5 9 条を第 1 6 0 条とする。

第 1 5 8 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 6 条第 1 7 項に規定する第 2 種協定指定医療機関（以下「第 2 種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第 2 種協定指定医療機関である場合においては、当該第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の

医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第158条を第159条とし、第155条から第157条までを1条ずつ繰り下げる。

第154条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削り、同条を第155条とし、第153条を第154条とし、第152条を第153条とする。

第151条第1項中「第143条第5項」を「第144条第5項」に改め、同条を第152条とする。

第150条第8項第2号中「第161条」を「第162条」に改め、同条を第151条とし、第149条を第150条とし、第148条を第149条とし、第147条を第148条とする。

第146条第2項中「第157条」を「第158条」に改め、同条第7項中「第76条第1項」を「第77条第1項」に改め、第8章第3節中同条を第147条とする。

第8章第2節中第145条を第146条とする。

第144条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、同条を第145条とする。

第143条第1項中「第73条第1項」を「第74条第1項」に、「第72条」を「第73条」に、「第146条」を「第147条」に改め、同条第4項中「第227条」を「第228条」に改め、同条第11項中「第73条第1項」を「第74条第1項」に改め、同条を第144条とする。

第8章第1節中第142条を第143条とする。

第7章第4節中第141条を第142条とする。

第140条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第141条とし、第139条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第 1 4 0 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

附則第 2 条中「第 1 4 6 条第 1 項」を「第 1 4 7 条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 7 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の伊勢崎市指定地域密着型サービスの事業に係る基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第 3 6 条第 3 項（新条例第 6 2 条、第 8 1 条、第 8 3 条、第 1 0 1 条、第 1 1 4 条、第 1 4 2 条、第 1 6 2 条、第 1 8 2 条、第 2 1 4 条、第 2 2 6 条及び第 2 3 9 条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第 3 条 施行日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、新条例第 1 2 6 条第 7 号及び第 2 3 4 条第 7 号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第 4 条 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、新条例第 1 4 0 条（新条例第 1 6 2 条、第 1 8 2 条、第 2 1 4 条、第 2 2 6 条及び第 2 3 9 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第 1 4 0 条中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第 5 条 施行日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、新条例第 2 0 9 条第 1 項（新条例第 2 2 6 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、

同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

伊勢崎市指定居宅介護支援等の事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 9 号

伊勢崎市指定居宅介護支援等の事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定居宅介護支援等の事業に係る基準等を定める条例（平成 3 0 年伊勢崎市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「利用者の数が 3 5」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 1 1 5 条の 2 3 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第 5 8 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 1 6 条第 3 2 号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が 4 4」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和 3 4 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第 1 項に規定する員数の基準は、利用者の数が 4 9 又はその端数を増すごとに 1 とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項の」を「第5項の」に、「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第37条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第31号を同条第33号とし、同条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同号を同条第32号とし、

同条中第 29 号を第 31 号とし、第 22 号から第 28 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 21 号中「市」を「市町村」に改め、同号を同条第 23 号とし、同条中第 20 号を第 22 号とし、第 19 号を第 21 号とし、第 18 号を第 20 号とし、同条第 17 号中「第 3 号から第 12 号まで」を「第 5 号から第 14 号まで」に、「第 13 号」を「第 15 号」に改め、同号を同条第 19 号とし、同条第 16 号を同条第 18 号とし、同条第 15 号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも 2 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(7) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(i) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第 16 条第 15 号を同条第 17 号とし、同条第 14 号中「主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同号を同条第 16 号とし、同条中第 13 号を第 15 号とし、第 3 号から第 12 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用

者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 27 条第 1 項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 35 条第 2 項第 1 号中「第 16 条第 13 号」を「第 16 条第 15 号」に改め、同項第 2 号イ中「第 16 条第 7 号」を「第 16 条第 9 号」に改め、同号ウ中「第 16 条第 9 号」を「第 16 条第 11 号」に、「同条第 17 号」を「同条第 19 号」に改め、同号エ中「第 16 条第 15 号イ」を「第 16 条第 17 号ウ」に改め、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 16 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 37 条第 1 項中「第 16 条第 28 号」を「第 16 条第 30 号」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の伊勢崎市指定居宅介護支援等の事業に係る基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第 27 条第 3 項（新条例第 36 条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 1 0 号

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る基準等を定める
条例の一部を改正する条例

伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る基準等を定める条例
(平成 2 4 年伊勢崎市条例第 6 2 号) の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 7 条」を「第 6 8 条」に、「第 6 8 条―第 7 1 条」を「第 6 9
条―第 7 2 条」に、「第 7 2 条」を「第 7 3 条」に、「第 7 3 条―第 7 5 条」を
「第 7 4 条―第 7 6 条」に、「第 7 6 条」を「第 7 7 条」に、「第 7 7 条―第 8
8 条」を「第 7 8 条―第 8 9 条」に、「第 8 9 条―第 9 2 条」を「第 9 0 条―
第 9 3 条」に、「第 9 3 条」を「第 9 4 条」に改める。

第 7 条第 1 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 1 項中「第 1 4 3 条第 1 項」を「第 1 4 4 条第 1 項」に、「第 7 3
条第 1 項」を「第 7 4 条第 1 項」に、「第 1 6 2 条第 1 項」を「第 1 6 3 条第
1 項」に、「第 1 8 3 条第 1 項」を「第 1 8 4 条第 1 項」に、「第 7 3 条又は」
を「第 7 4 条又は」に、「第 1 4 3 条、第 1 6 3 条若しくは第 1 8 4 条」を
「第 1 4 4 条、第 1 6 4 条若しくは第 1 8 5 条」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「第 2 1 4 条」を「第 2 1 5 条」に改め、同条第 2 項中
「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年
法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有する
ものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規
定する指定介護療養型医療施設をいう。第 4 7 条第 6 項において同じ。）」を
「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）第 2 6 条の
規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施
設」に、「第 7 3 条第 9 項」を「第 7 4 条第 9 項」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「同一敷地内にある」を削る。

第 1 2 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これら

に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第94条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第17条中「第35条第9号」を「第35条第11号」に改める。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第45条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第45条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第47条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削り、同条第7項及び第8項中「第227条第1項」を「第

第 228 条第 1 項」に改め、同条第 1 2 項中「第 69 条第 3 号」を「第 70 条第 3 号」に改める。

第 48 条第 1 項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第 7 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第 50 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年群馬県条例第 88 号。以下「県指定居宅サービス等基準条例」という。）第 6 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（県指定居宅サービス等基準条例第 65 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第 2 項中「第 228 条第 1 項」を「第 229 条第 1 項」に改め、同条第 3 項中「第 229 条」を「第 230 条」に、「第 74 条第 3 項」を「第 75 条第 3 項」に、「第 75 条」を「第 76 条」に改める。

第 52 条中「第 69 条」を「第 70 条」に改める。

第 56 条第 1 項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置

等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第93条第1項中「第67条」を「第68条」に、「第88条」を「第89条」に、「第78条第1項」を「第79条第1項」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削り、同条を第94条とする。

第5章第5節中第92条を第93条とし、第91条を第92条とする。

第90条中「第72条」を「第73条」に改め、同条を第91条とし、第89条を第90条とする。

第88条中「及び第64条」を「、第64条及び第66条」に、「第82条」を「第83条」に改め、第5章第4節中同条を第89条とする。

第87条第2項第2号中「第78条第2項に規定する」を「第79条第2項の規定による」に改め、同項第3号中「第80条第2項に規定する」を「第81条第2項の規定による」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第88条とし、第86条を第87条とする。

第85条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条を第86条とし、第82条から第84条までを1条ずつ繰り下げる。

第81条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削り、同条を第82条とし、第80条を第81条とし、第77条から第79条までを1条ずつ繰り下げる。

第76条第2項中「第84条」を「第85条」に改め、同条第7項中「第146条第1項」を「第147条第1項」に改め、第5章第3節中同条を第77条とする。

第5章第2節中第75条を第76条とする。

第74条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削り、同条を第75条とする。

第73条第1項中「第143条第1項」を「第144条第1項」に、「第142条」を「第143条」に、「第76条」を「第77条」に改め、同条第11項中「第143条第1項」を「第144条第1項」に改め、同条を第74条

とする。

第 5 章第 1 節中第 7 2 条を第 7 3 条とする。

第 4 章第 5 節中第 7 1 条を第 7 2 条とし、第 6 8 条から第 7 0 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 4 章第 4 節中第 6 7 条を第 6 8 条とする。

第 6 6 条第 2 項第 3 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第 6 7 条とし、第 6 5 条の次に次の 1 条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第 6 6 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

附則第 2 条中「第 7 7 条第 1 項」を「第 7 8 条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 7 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の伊勢崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第 3 4 条第 3 項（新条例第 6 8 条及び第 8 9 条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第 3 条 施行日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、新条例第 5 6 条第 3 項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第４条 施行日から令和９年３月３１日までの間、新条例第６６条（新条例第８９条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第６６条中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

伊勢崎市空家等対策条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年３月２６日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第１１号

伊勢崎市空家等対策条例の一部を改正する条例

伊勢崎市空家等対策条例（平成２８年伊勢崎市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「第７条第１項」を「第８条第１項」に改め、同条第２項中「第７条第１項」を「第８条第１項」に改め、同項第２号中「第１４条各項」を「第２２条各項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢崎市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年３月２６日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第１２号

伊勢崎市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市工場立地法に基づく準則を定める条例（平成２８年伊勢崎市条例第

28号)の一部を次のように改正する。

第3条の表2の項中「並びに赤堀都市計画多田山産業団地地区計画の区域」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第13号

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

伊勢崎市小口資金融資促進条例（平成17年伊勢崎市条例第231号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第14号

伊勢崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(昭和27年政令第403号)」を削る。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢崎市消防事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第15号

伊勢崎市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

伊勢崎市消防事務手数料条例（平成17年伊勢崎市条例第196号）の一部を次のように改正する。

別表3の項中「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に、「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に、「1, 590, 000円」を「1, 920, 000円」に、「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に、「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に、「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に、「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に、「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

伊勢崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 16 号

伊勢崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

伊勢崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 199 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第 13 条を次のように改める。

（報酬）

第 13 条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、別表第 1 により、年額報酬を支給する。ただし、消防自動車等（附属機械を含む。）を操縦する機関員については、それぞれの階級における年額に 1 万 3,500 円を加算した額とする。

3 年額報酬は、毎年 6 月、9 月、12 月及び 3 月の 4 回に分けて支給する。

4 前項に定めるもののほか、年額報酬の支給方法は、非常勤の特別職の職員の例による。

5 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合は、別表第 2 により、出動報酬を支給する。

6 出動報酬は、毎年 7 月、10 月、1 月及び 4 月の 4 回に分けて支給する。

7 前 2 項に定めるもののほか、出動報酬の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 14 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項の場合を除き、」を削り、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「費用弁償又は」を削り、同項を同条第 2 項とする。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 13 条関係）

区分		報酬額
災害の場合	従事時間が 7 時間 45 分以上の場合	1 回につき 8,000 円

	従事時間が 7 時間 4 5 分未満の場合	1 回につき 3, 3 0 0 円
警戒の場合		1 回につき 3, 3 0 0 円
訓練等の場合		1 回につき 3, 3 0 0 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 1 3 条及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に出動し、従事した職務について適用し、同日前に出動し、従事した職務については、なお従前の例による。

伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 1 7 号

伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市病院事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 2 0 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 0 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 1 8 号

伊勢崎市市税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市市税条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 3 4 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 3 4 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 4 8 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の

市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者

の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得

に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の

市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年

の 1 月 3 1 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 1 0 月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 3 1 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 1 0 月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から翌年の 1 月 3 1 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 3 1 日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第 4 7 条の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 7 条の 7 第 1 項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第 1 項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第 4 7 条の 5 第 1 項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を 3 で除して得た金額（当該金額に 1 0 0 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴

収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用があ

る場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第 7 条の 8 令和 7 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 1 2 第 3 項及び第 4 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 7 年度分特別税額控除額を、同条第 3 項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第 3 4 条の 3、第 3 4 条の 6 から第 3 4 条の 9 まで、附則第 5 条第 2 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項、附則第 7 条の 4 及び附則第 9 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第 8 条第 2 項中「前条」を「附則第 7 条の 4」に改め、同条第 3 項中「第 3 4 条の 9 第 1 項」の次に「、附則第 7 条の 5 第 1 項及び前条」を加え、「同項中」を「第 3 4 条の 9 第 1 項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第 7 条の 5 第 1 項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第 8 条第 2 項及び」と、前条中「附則第 7 条の 4 及び」とあるのは「附則第 7 条の 4、次条第 2 項及び」とする」に改める。

附則第 1 0 条の 2 第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イ」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロ」に改め、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハ」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号イ」に改め、同条第 1 1 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号ロ」に改め、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号ハ」に改め、同条第 1 3 項を削り、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項」を「附則第 1 5 条第 3 2 項」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 5 項を同条第 1 4 項とし、同条第 1 6 項を同条第 1 5 項とする。

附則第 1 0 条の 3 第 1 3 項を同条第 1 4 項とし、同条第 1 2 項中「附則第 7 条第 1 7 項」を「附則第 7 条第 1 8 項」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 1 項中「附則第 7 条第 1 6 項各号」を「附則第 7 条第 1 7 項各号」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 0 項中「附則第 7 条第 1 1 項各号」を「附則第 7 条第 1 2 項各号」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 9 項中

「附則第 7 条第 10 項各号に規定する」を「附則第 7 条第 11 項各号に掲げる」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

附則第 11 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 12 条の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5)」及び「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 12 条の 2 中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7

号) 附則第 14 号」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号) 附則第 21 条」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第 15 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の伊勢崎市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第19号

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市都市計画税条例（平成17年伊勢崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

附則第6項を削る。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第6項とし、附則第8項を附則第7項とする。

附則第9項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の

都市計画税にあっては、１００分の２．５）」及び「(令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を附則第８項とする。

附則第１０項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同項を附則第９項とする。

附則第１１項中「附則第９項」を「附則第８項」に、「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同項を附則第１０項とする。

附則第１２項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「附則第９項」を「附則第８項」に改め、同項を附則第１１項とする。

附則第１３項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「附則第９項」を「附則第８項」に改め、同項を附則第１２項とする。

附則第１４項の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同項を附則第１３項とし、附則第１５項を附則第１４項とする。

附則第１６項中「附則第１４項」を「附則第１３項」に改め、同項を附則第１５項とする。

附則第１７項中「附則第９項及び第１１項」を「附則第８項及び第１０項」に、「附則第９項及び第１２項」を「附則第８項及び第１１項」に、「附則第１０項、第１２項及び第１３項」を「附則第９項、第１１項及び第１２項」に、「附則第１２項から第１４項まで」を「附則第１１項から第１３項まで」に、「附則第１４項」を「附則第１３項」に改め、同項を附則第１６項とする。

附則第１８項中「第３５項まで、第３８項、第３９項、第４３項若しくは第４６項」を「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」に改め、同項を附則第１７項とする。

附則第 19 項の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項を附則第 18 項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の伊勢崎市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 30 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 20 号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「22 万円」を「24 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「22 万円」を「24 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万円」を「29 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「53 万 5,000 円」

を「５４万５，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

２ 改正後の伊勢崎市国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。